

2024年【令和6年】診療報酬改定・医療情報取得加算について

質の高い診療を提供するために以下の取り組みを行っております。

- ・オンライン請求の実施
- ・オンライン資格確認の対応
- ・電子処方箋の導入予定に伴う医療DXの推進
- ・マイナンバーカードの健康保険証の利用促進

これらの取り組みにより、国が定めた診療報酬算定要件に基づき、2024年6月1日より診療報酬点数を以下の通り算定いたします。

■診療報酬点数医療情報取得加算

[初診時]

マイナ保険証利用なし: 3点(月1回)

マイナ保険証利用あり: 1点(月1回)

[再診時]

マイナ保険証利用なし: 2点(3ヶ月に1回)

マイナ保険証利用あり: 1点(3ヶ月に1回)

■医療DX推進体制整備加算

初診時: 6点(月1回)

ご協力のお願い 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

■一般名処方加算

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医療品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一般名処方について、ご不明点などありましたら診察時に医師までご相談ください。

■明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨お申し出ください。